

## 茨木市自主防災組織事業補助要綱

### (目的)

第1 この要綱は、自主防災組織の活動及び防災資機材の購入に対し、市が補助金を交付することにより、自主防災組織の防災活動を促進し、もって地震、火災その他の災害（第2において「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

### (補助対象)

第2 補助の対象となる事業は、地震等による被害の防止及び軽減を図るために自主的な防災活動を行う団体として、茨木市自主防災組織の登録に関する要綱（平成23年5月12日実施）第5に規定する茨木市自主防災組織登録名簿に登録されている自主防災組織が実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 防災訓練実施事業
- (2) 防災研修会等実施事業
- (3) 会報等発行事業
- (4) 防災資機材設置事業

### (補助対象経費)

第3 補助の対象経費は、第2各号に掲げる事業に要する経費のうち、交通費、交際費、慶弔費、飲食費及び親睦会費以外の経費とする。

### (補助金額)

第4 第2第1号から第3号までに掲げる事業の補助金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。ただし、当該合計額が100,000円を超えるときは、100,000円を補助金の額とする。

- (1) 第2第1号に掲げる事業 次に掲げる額のうちいずれか少ない額
    - ア 補助対象経費の合計額に4分の3を乗じて得た額
    - イ 当該自主防災組織の加入世帯数に100円を乗じて得た額
  - (2) 第2第2号及び第3号に掲げる事業 次に掲げる額のうちいずれか少ない額
    - ア 補助対象経費の合計額
    - イ 当該自主防災組織の加入世帯数に100円を乗じて得た額
- 2 第2第4号に掲げる事業の補助金の額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。ただし、当該額が100,000円を超えるときは、100,000円を補助金の額とする。
- (1) 補助対象経費の合計額に4分の3を乗じて得た額
  - (2) 当該自主防災組織の加入世帯数に100円を乗じて得た額

3 前2項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市自主防災組織事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 茨木市自主防災組織の登録に関する要綱第5の茨木市自主防災組織登録通知書(自主防災組織にかかる事務取扱(平成10年10月27日付け決裁)による登録を受けている自主防災組織を除く。)

(2) 事業計画書

(3) 収支予算書

(補助金の交付決定)

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認められたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市自主防災組織事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

(変更の申請等)

第7 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第5に準じて茨木市自主防災組織事業補助金交付変更承認申請書(様式第3号)を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第6に準じて決定の内容を変更し、茨木市自主防災組織事業補助金変更承認通知書(様式第4号)により申請者に通知する。

3 前項の補助金変更承認通知書を受けたものは、第10に準じて変更承認に係る補助金の交付を請求しなければならない。

(実績報告)

第8 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市自主防災組織事業補助金実績報告書(様式第5号)を指定された期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 第2各号に掲げる事業 補助の対象経費に係る領収証書の写し

(2) 第2第1号に掲げる事業 実施した防災訓練の様子が分かる写真

(3) 第2第2号に掲げる事業 実施した防災研修会等の様子が分かる写真

(4) 第2第3号に掲げる事業 発行した会報等の部数等の詳細が分かる書類の写し

(5) 第2第4号に掲げる事業 設置した防災資機材の写真

(補助金額の確定等)

第9 市長は、第8第1項の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市自主防災組織事業補助金確定通知書（様式第6号）により報告書を提出したものに通知する。

（補助金の交付請求）

第10 第6の補助金交付決定通知書を受けたものは、第9の規定による補助金の額の確定後、茨木市自主防災組織事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。ただし、概算払の必要があるときは、補助金の交付決定後、茨木市自主防災組織事業補助金概算払交付請求書（様式第8号）により、概算払の請求をすることができる。

（補助金の交付）

第11 市長は、第10の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めるときは、当該請求者に補助金を交付する。

（補助金の精算）

第12 第9の補助金確定通知書を受けたもののうち、第10のただし書の規定による概算払の請求により補助金の交付を受けたものは、当該補助金について、精算の手続を行わなければならない。この場合において、その確定額と既に受けた精算額に過不足があるときは、指定された期日までに茨木市自主防災組織事業補助金精算追加交付請求書（様式第9号）により、不足額を請求し、又は超過額を返還しなければならない。

（立入検査）

第13 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第14 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかななければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（書類の保存）

第15 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補助の取消し等）

第16 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれか

に該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第17 市長は、補助金の使用に関し、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成23年5月12日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第4の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は令和3年10月1日から実施し、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際は、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。